

事業継承手法について



令和元年11月12日

1 第4回委員会での議論

仙台市ガス事業の特殊性

- 本市ガス事業は、本市のほか周辺3市2町1市に都市ガスを供給しており、34万のお客さまを抱えているとともに、約450人の職員がその事業の運営に携わっている。
- 公営で唯一LNG基地を有し、原料を直接海外から輸入しているなど、他の民営化事例と大きく異なっている。

これらの特殊性を踏まえて

安全・安心なガスを安定供給し、現在の保安水準を確保すること。

事業継承者に対し、仙台市ガス事業の特徴・特性を確実に把握してもらおうとともに、知識と経験を有するガス局職員からのノウハウの伝授が不可欠。

事業継承者の人員確保に関する負担をより小さくしていく工夫が必要。

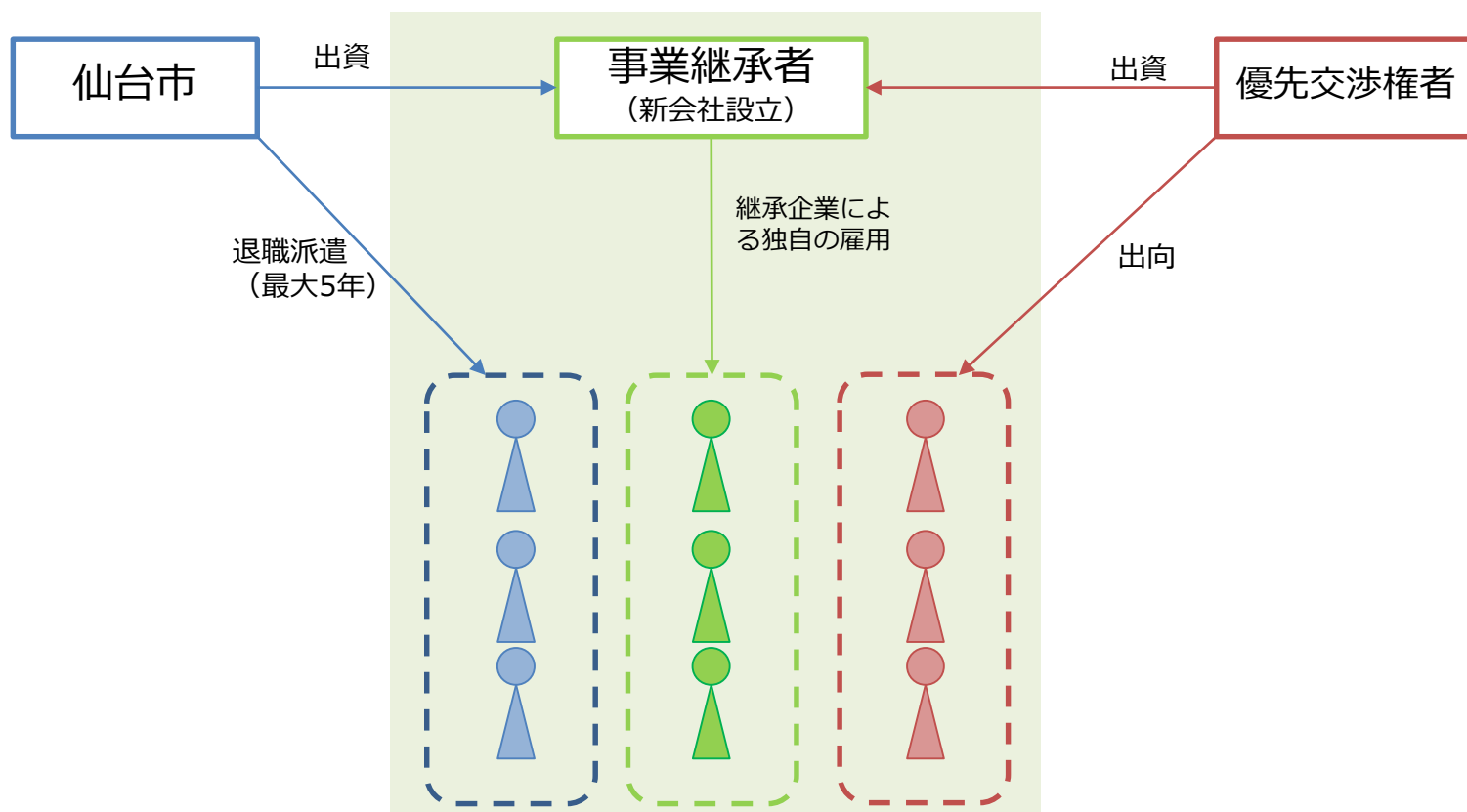
前回公募中止後に関係事業者等から、本市ガス局は事業規模が大きく、事業譲渡時に職員を自前で調達することが困難であり、本市ガス局職員が事業譲渡後も一定期間事業に従事し、技術やノウハウを段階的に継承していくことが不可欠とのご意見をいただいている。

- 公営最大規模のライフライン事業を円滑に継承していくため、また、事業継承者による人員確保の負担を軽減するために、事業継承後においても、本市として、一定期間、必要な対応を行うことが肝要である。
- 本市として、一定期間行う必要な対応のあり方については、今後、様々な視点を踏まえつつ、具体化していく。

2 前回公募時の事業継承手法

● 長野方式

- ① 優先交渉権者が設立する事業継承者に仙台市からも出資を行う。
- ② 仙台市から、一定期間、ガス局職員を退職派遣し、業務の一部を分担したり、ノウハウ移転を行う。



3 事業継承手法の検討①

仙台市ガス事業の特殊性

仙台市ガス事業は、お客さま数・職員数が日本最大の公営ガス事業者であり、かつ原料の受入・都市ガスの製造を行う港工場を有するなど、これまでの民営化事例にはない特徴・特性がある。

基本的な考え方

地域独占が撤廃され、自由競争環境となった現状においては、第2・3回委員会でご議論いただいた「市民サービスの向上」、「地域経済の活性化」を実現していくために、自由度の高い経営が不可欠であり、原則として本市は事業継承者の経営に関与しないことが望ましいと考える。

第4回仙台市ガス事業民営化推進委員会
『資料1 事業継承後の市の関わり方について』スライド5

事業継承者の自由な経営の確保

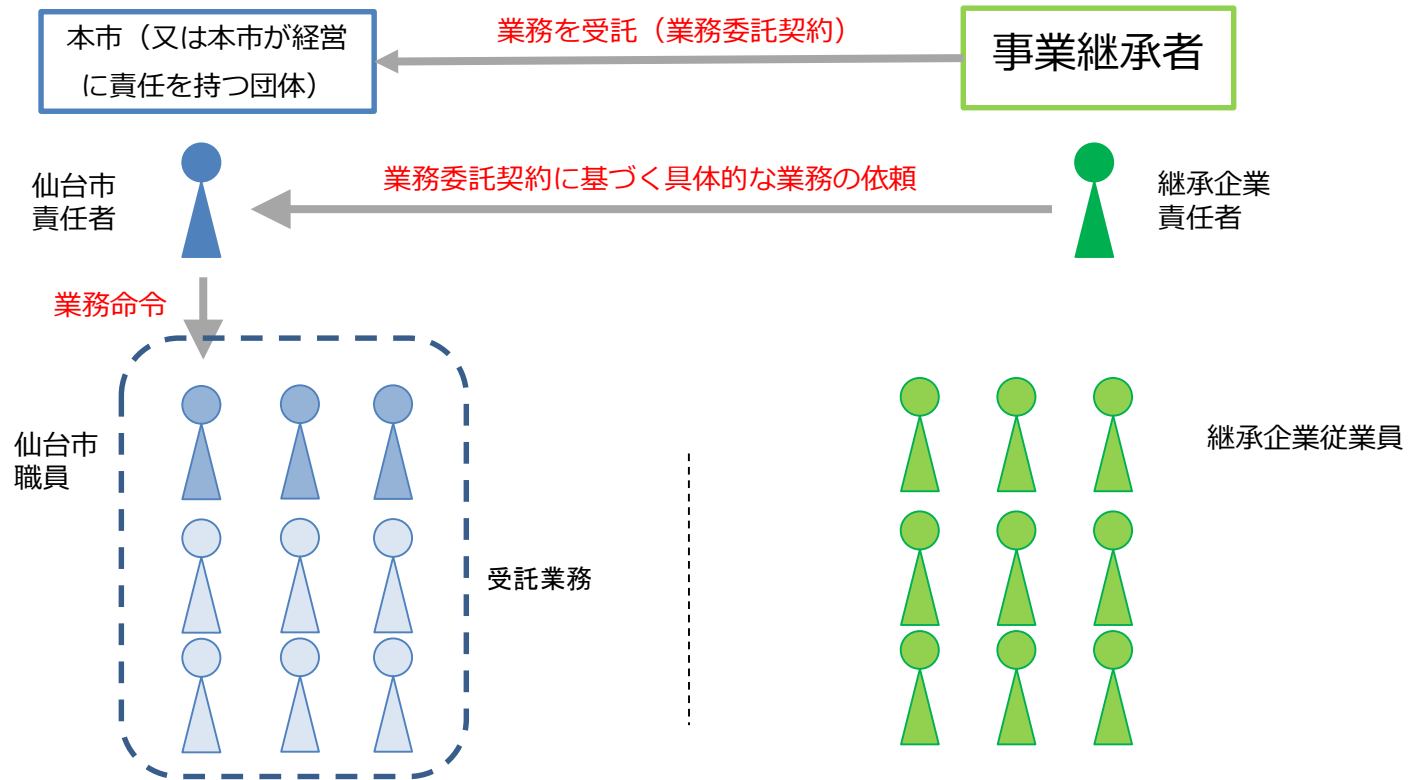
事業継承者に民間ならではの創意工夫を最大限発揮してもらい、市民サービスの向上や地域経済活性化につなげていくことを目指す民営化推進の趣旨を踏まえれば、市が事業継承者の経営に関与することは望ましくない。

- 「長野方式」は、ガス局職員を派遣し技術やノウハウの引継ぎを行うことができる手法であるが、本市からの出資が前提となり、経営への関与の程度が強いものとする。
- 本市からの出資を行わず、事業譲渡後、一定期間、ガス局職員が保安を中心としたガス事業の一部業務に従事できる方式の検討が必要となる。

3 事業継承手法の検討②

● 業務受託方式

- ① 事業譲渡後の一定期間、円滑な事業継承のため、ガス保安に係る業務を中心に、事業継承者から、本市（又は本市が経営に責任を持つ団体）が業務を受託する。
- ② 段階的に受託する業務を縮小し、一定期間経過後は事業継承者による経営に完全移行する。



4 職員の処遇

- 事業譲渡時点のガス局職員は、市長部局等への配置転換を原則とする。
- 事業継承者への転籍を望む職員については、転籍後も職員のこれまでの処遇が保障されるよう、適切な配慮を求めていく。
- ただし、事業譲渡後においては、事業が円滑に継承されるよう、一定期間、ガス事業に従事するなど、必要な対応を行う。